

学校入学時に利用できる貸付（「入学貸付」）のご案内

当組合では、お子さまの入学金や授業料、家賃など教育に必要な資金の貸付を行っており、合格通知書（令和6年4月入学）が届いたときから申し込みを受け付けています。

詳細については当組合ホームページをご確認いただき、借入れを希望する方は共済事務担当課をとおしてお申し込みください。

また、修学費用として「入学貸付」と併せて利用できる「修学貸付」については「いばらき共済」令和6年1月号（No.342）で改めてご案内いたします。

入学貸付等は
こちら



貸付利率	年利率1.26% ※基準金利の利率区分に応じ、変動する場合があります。
貸付事由	組合員またはその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が次の学校に入学するとき ○ 学校教育法に規定する高等学校・大学（短期大学を含む。）・高等専門学校・専修学校・各種学校・中等教育学校（後期課程に限る。） ○ 外国の教育機関で上記に準ずる学校
対 象	○ 入学金 ○ 授業料（年度単位） ○ 制服代 ○ 教材費等（年度単位） ○ 家賃等（年度単位） ○ 電車・バス等の定期代（年度単位） ○ 下宿生活等に必要となる生活必需品等の購入費用
貸付金額	給料月額6ヵ月分（200万円を上限とし対象費用の範囲内の金額）
申込書類	必要書類は当組合ホームページにてご確認ください。
申込期間	合格通知書が届いたときから入学する年度の4月末まで
貸付日	申込月の翌月28日に当組合登録口座へ送金します。※28日が金融機関の営業日でない場合は翌営業日
償還方法	貸付日の翌月から給与控除により元利均等償還 ※貸付金額が50万円以上のときは、ボーナス併用償還選択可

住宅貸付・災害貸付を利用している方へ

年末残高等証明書を
交付します



平成26年1月以降に住宅貸付等（災害貸付・特例災害貸付・在宅介護対応住宅貸付を含みます。）を利用している方で、所定の要件^(注)に該当する場合は住宅借入金等特別控除により所得税が軽減されますので、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を交付します。

○ 平成26年1月から令和4年12月までに貸付を受けた方



年末調整用として令和5年10月中に送付します。

○ 令和5年1月から令和5年12月までに貸付を受ける方



確定申告用として令和6年1月下旬に送付します。

(注) 所定の要件などの詳細は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/>】でご確認ください。

お問い合わせ先

福利厚生課（厚生係） TEL 029-301-1412